



* マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています *

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



すっかり冬ですね。いかがお過ごしでしょうか？ 最近は遠慮なく厚めのジャケットとマフラーをして出かけています。社労士会主催のパソコン教室に、日曜日に数回通っています。もちろん日常的にパソコンは使用しますが、どんどん新しい機能が付いていきますし、今まで知らなかった操作方法を教えることができるので、楽しく授業を受けています。ちょっとした操作が効率を上げることになるので、できる限り教えてもらった新しい方法を使っていきたいと思っています。

* 職場で役立つ心理学 *
～気分を変えたいなら服の色を変えよう～



誰でも好きな色があり、何か物を買うときや手持ちの服を選ぶときなどには無意識にその色を選んでいきます。そもそも色彩と人の心は深く関係があり、好きな色によって性格が分かるほか、どんな色を選ぶかによってそのときの気分や心理状態が分かります。逆に色によって自分の心に働きかけることも可能ですし、相手に与える影響を操作することもできます。

例えば、職場であれば、

- 黒…重厚で威厳がある印象に。無限の底力やバイタリティのある人物として見られる。頑固なイメージを与えることもある。
- 茶…大人を象徴する色。大地をイメージしており、堅実で、安定感や安心感のある印象になる。
- グレー…控えめで穏やかな印象を与えるが、退屈そうに見えたり疲れているように見えたりすることもある。
- コントラストの聞いているもの…若々しさや力強さが出せる。

★11月のお仕事カレンダー★



11/10	●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	●所得税予定納税額の減税申請
11/30	●10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告 ●12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告

★トピックス★



～初任給 すべての学歴・規模で増加傾向～

厚生労働省から、平成29年11月15日、「平成29年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況」が公表されました。

毎年行われているものですが、今回公表された内容は、新規学卒者の平成29年初任給(6月分)についての結果で、10人以上の常用労働者を雇用する民間の事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で初任給が確定している15,378事業所について集計されたものです。これによると、男女計の初任給は、すべての学歴で4年連続の増加となっています。

大学卒及び高校卒の初任給を企業規模別にみても、男女計では、大企業(常用労働者1,000人以上)、中企業(同100～999人)及び小企業(同10～99人)の全ての企業規模において、前年を上回っています。

例)大学卒〔男女計〕

- ・大企業→211,000円(前年比2.0%増)
- ・中企業→202,500円(同0.7%増)
- ・小企業→199,600円(同0.3%増)
- ☆規模計→206,100円(同1.3%増).....4年連続増加で過去最高

同省では、「経済の緩やかな回復を背景に、賃金や就職率が上昇傾向にあり、新卒者の労働市場が改善している」と分析しているようです。

**Q. 年金事務所から調査するという連絡が来ました。
何かあったのでしょうか？**

A. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）に入っている会社は、3～4年に一度、定期的に調査が行われます。定期的なものですので、何かがあったからという訳ではありません。調査では、・加入すべき人がきちんと加入できているか ・給与額の申告は、正しくされているか などが主にチェックされます。

就業規則をはじめ、様々な書類を持参するように書かれていますが、就業規則については、給与・手当がどういった定義で支払われているのかなどを確認するのが主な目的ですので、10人未満で、そもそも就業規則の作成義務がない会社であれば、ないからといって指導を受けるようなことはありませんのでご安心ください。

社会保険は、社員のみならずパートであっても、社員の日・時間の4分の3以上勤務する方については加入させなければなりません、それが漏れているケースが多くあります。調査でそれを指摘された場合には、速やかに加入させるか、勤務する時間数を減らすかなどの対応をしましょう。すぐに対応すれば、過去に遡って加入させられるということは、通常ほとんどありません。

労働基準監督署からも、調査の連絡が来ることがあります。労基署の調査は、特定の労働者が何か申告していったことによる調査、定期的な調査、定期的な調査のその後を確認する再調査などがあります。多くの場合、定期的な調査によります。この場合の対象先の選定はいろいろありますが、各都道府県労働局によるその年の監督計画によって重点対象業種などが決められます。ここ2～3年は、やはり長時間労働による労災請求件数が多い業種が一つの目安になっているようです。多い業種の上位5位は、・製造業 ・建設業 ・運輸業、郵便業 ・卸売業、小売業、6位として・医療、福祉業となっています。ただし、これらはいくつも定められる重点対象の一つにすぎませんので、前年までの調査実績、労働者からの相談・申告内容、労働災害の発生状況などを総合的に勘案して決められます。

調査があり、何か指摘・指導を受けた場合には、速やかにその改善に取り組んでいきましょう。数点指摘をされた場合、一度に改善が無理であっても、できるものから一つずつ取り組んでいけば、労基署側はその対応について文句を言うことはありません。指摘されたことを放っておくのはよくありません。

官公署による調査の場合、相手からのヒアリング等に対して適切な回答をすることも大きなポイントです。私どもにご相談いただきましたら調査の対応もいたしますので、遠慮なくお声掛けくださいませ。

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

